

白河市監査結果等の取扱要領

平成26年6月1日制定
白河市監査委員事務局

1. 趣旨

この要領は、白河市監査委員条例（平成17年白河市条例第13号）第8条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項に規定する監査の結果に関する報告の決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 監査結果の報告及び公表

監査委員は、監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を終了したときは、その結果を決定し、これを市議会、市長及び関係機関等に報告するとともに、その内容を白河市公告式条例（平成17年白河市条例第3号）に基づき公表するほか、市のホームページに掲載する。

3. 判断及び処理の基準

監査等の結果の判断・処理に当たっては、適正であると認めるものを除き、下記の基準に照らし、「指摘事項」、「指導事項」及び「検討事項」に区分して行うものとする。

区 分	判 断 の 基 準	処 理 の 基 準
指摘事項	(1) 法律、条例、規則、要綱、要領等と照合し、事務内容が明らかに違法と認められるもの (2) 不経済であるもの (3) 行政効果の確認が不履行であるもの (4) 不正行為が認められるもの (5) 前回指摘又は指導された事項について措置、是正又は改善されていないもの (6) 事務処理の間違ひがあり、かつ、実害のあるもの (7) 上記のほか、特に指摘すべき事項であると認められるもの	(1) 監査の結果に関する報告書に指摘事項の内容を記載し、市議会、市長及び関係機関等に報告する。 (2) 白河市公告式条例に基づき公表するほか、市のホームページに掲載する。 (3) 監査対象部局等の長に対する講評後に、措置状況報告の提出を求める。 (4) 措置状況報告を受けたときは、白河市公告式条例に基づき公表するほか、市のホームページに掲載する。

指導事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指摘には至らないが措置又は留意改善を要するもの (2) 事務処理の間違ひがあるが、実害は認められないもの (3) 上記のほか、特に指導すべき事項であると認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 監査の結果に関する報告は行わない。 (2) 白河市公告式条例に基づく公表及び市のホームページへの掲載は行わない。 (3) 監査対象部局等の長に対する講評後に、措置状況報告の提出を求める。
検討事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済性・効率性・有効性などの観点から疑問があり、何らかの改善措置が必要であるもの (2) 改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるなど、その改善に検討を要するもの (3) 上記のほか、特に検討を要する事項であると認められるもの 	

4. 監査結果分類における細目

指摘事項等を的確に判断するうえで、公平かつ適正な運用を図るため、監査等の分類基準は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。